

◆改善事例 屋内スポーツ施設に対する申入れ

事業者名；Forward 株式会社

事業内容：屋内スポーツ施設

申入対象：免責条項

対象条文：消契法 8 条

申入開始日：2024（令和 6）年 7 月 23 日

申入終了日：2026（令和 8）年 3 月 17 日

	C ネット東海の主な申入れ内容	Forward 株式会社の回答（結果）
1	<p>（貴重品の管理に関する条項） （利用規約） 貴重品の管理は各自でお願い致します。盗難、紛失の責任は一切負いかねます。</p> <p>◆申入れ内容 本条項を、消費者契約法第 8 条 1 項に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 本条項は、本件事業者の管理体制の不備等、本件事業者に起因する事情によって利用者が手荷物の盗難等に遭った場合等、本件事業者に過失がある場合にも責任を全部免除するものと解釈されるため、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号・3 号により無効となる。</p>	<p>次の通り改定された。 （利用規約） 「当店は、施設内・駐車場内における貴重品の盗難・紛失、事件、事故、トラブル等によりお客様に生命・身体以外に対する損害が生じて当店が責任を負う場合でも、当店に故意又は重過失がない限り、賠償上限額は当該お客様の当日のご利用額とします。」</p>
2	<p>（施設等の利用に関する条項） （利用規約） 駐車場、施設内での事故、トラブル等に関しての責任は一切負いかねます。 （誓約書） 当施設内で生じた如何なる怪我・事故・故障についても自己の責任において対処し、施設運営者や関係者の責任は一切追及しないことを誓約いたします。</p> <p>◆申入れ内容 各条項を、消費者契約法第 8 条 1 項に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 本条項は、駐車場や施設内における設備の瑕疵など、本件事業側面に起因する事情によって事故、トラブル等が発生した場合等、本件事業者に過失</p>	<p>次の通り改定された（利用規約は 1 と同じ）。 （利用規約） 「当店は、施設内・駐車場内における貴重品の盗難・紛失、事件、事故、トラブル等によりお客様に生命・身体以外に対する損害が生じて当店が責任を負う場合でも、当店に故意又は重過失がない限り、賠償上限額は当該お客様の当日のご利用額とします。」 （誓約書） 「お客様の生命・身体以外に対する損害が生じて施設運営者やその関係者が賠償責任を負う場合でも、それらの者に故意又は重過失が無い限り、賠償上限額は当日の自分の利用額となることに同意します。」</p>

	Cネット東海の主な申入れ内容	Forward 株式会社の回答（結果）
	がある場合にも本件事業者の責任を全部免除するものと解釈されるため、消費者契約法第8条1項1号・3号により無効となる。	